

令和元年度第9回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和元年12月10日(火) 開会 9:30~

2. 開催場所

岡垣町役場 301会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席委員 11名

田原 一男	俵口 和義	廣渡 秀雄	青柳 政士
早苗 泰博	村田 和久	神谷 貢	野中 利彦
木原 緑	大村 武彦	門司 雅門	

欠席委員 1名

井土 光徳

4. 委員会に附した議案

議案第 21号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 22号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 23号 農地の一時利用届について

5. 事務局出席者

秦 啓 三並 裕紀

議長 　　ただ今より第9回定例農業委員会を開催させていただきます。起立。礼。

全員 　　おはようございます。

議長 　　現地確認について事務局説明をお願いします。

事務局 　　2. 現地確認。　(1) 吉木東1丁目1145番1 農地法5条申請。同じく吉木東1丁目1145番6 こちらも同じく農地法5条申請です。　(3) 糠塚字長ヶ坪208番他5筆については以前現地確認させて頂いたイオンの横の護岸工事の箇所になりますので、こちらは今回省略させていただきます。(1)、(2)の現地確認をお願いしたいと思います。以上です。

議長 　　はい、それではさっそく現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【現地確認】

議長 　　それで再開致します。議事に入ります前に、本日の議事録署名人を4番の村田委員、5番の神谷委員よろしくお願い致します。それではさっそく議事に入らせて頂きます。議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 　　議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求める。令和元年12月10日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原 一男　こちらP1の1項目目を書かせて頂いています。次のページに2項目目を書かせて頂いていますが、こちら2項目関連がございますので、一緒に説明をさせていただきます。

1項目目については譲受人、譲渡人は以下の通り。申請地は2つございます。黒山字道手166番2、地目は畑、面積は30㎡、区分が農振農用地。2つ目が同じく166番3、地目は畑で面積が3.62㎡、農振農用地です。譲受人の経営面積が226a。目的は所有権移転です。

2項目目が譲受人、譲渡人が以下の通りです。申請地が1筆、黒山字道手150番9、地目が田、面積が47㎡、こちらも同じく農振農用地です。譲受人の経営面積176aで目的が所有権移転となっています。こちらのP3に、1項目目の色付けした農地と関連する、P5に同じく2項目の農地を赤色で色を付けさせて頂いております。こちら2つの農地が不整形といったところがございますので、こちら三日月型をしたところの農地を交換することで、不整形を少しでも直していくこととなっております。P4に、詳細図を載せております。こちら地籍図を見て頂いて、三日月型になっている箇所、この先端の部分の、2筆について所有権の移転を行うもので、同じく2項目目は、P6をお開き頂いて、黄色の部

分、この所有権移転を行うもので、農地の交換という形で、不整形を直していくものです。間に、黄色で塗ったところの北側に1743-2という地番の農道が入っていると思いますが、こちらは、払い下げが行われる予定で、整形をしていきます。

3条の調査書別紙をご覧頂きたいと思います。第1号につきまして、項目毎に載せております。第1号、農地の全部効率利用につきまして、こちら譲受人が水稻、葡萄を作付けされており、機械はトラクター3台、田植機2台持たれており、家族も、本人、妻、そして父親の3名で耕作することで、効率的には見込めます。2号、3号については適用なしです。4号についても、耕作の従事日数が330日で、農作業に従事すると見込まれる。5号も先程ご説明致しましたが、耕作する農地が226aで、下限面積を超えています。6号も転貸しに当たらない、7号についても農業歴がすでに20年で、現在の所支障なし、今後も支障なしですべての要件に該当するということです。次のページに3条調査書の2項目目を載せています。こちら1号から、譲受人については水稻、いちじくを作付けされています。機械についてもトラクターと田植え機を所有で、家族の状況は本人、妻、子ども3名で農業に従事されているため、効率利用が見込まれる。2号、3号については適用なし。4号についても農作業従事日数が300日で、必要日数を農作業に従事するとされています。第5号についても耕作する農地が176aと下限面積を超えております。6号に関しても転貸しに当たりません。7号についても、譲受人の農作業年数18年経過されておりまして、今後も支障なしといったところで見込まれておりますので、問題なしとして提案させていただきます。第3条、議案第21号についての説明を終わらせて頂きます。以上です。

議長 今説明を受けまして、何かご質問、ご意見等ございましたら。ないようでしたら承認いただけますでしょうか。はい、挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。それでは続きまして、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長連名通知）の第4の1の（4）のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和元年12月10日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原一男 現地確認して頂いた箇所になりますが、1項目目につきまして譲受人と譲渡人が以下の通りで、申請地につきましては、吉木東1丁目1145番1、地目が田、面積は328㎡、区分については第1種住居地域といったところです。こちら、権利内容としましては使用貸借権の設定となります。転用目的は自己用住宅となります。農地も同じ箇所ですので、2項目目も引き続き説明させていただきます。2番については8ページをお開き頂いて、譲受人と譲渡人が以下の通りと。申請地につきましては吉木東1丁目1145番6、地目が田、面積は367㎡、同じく第1種住居地域、こちらについては内容が所有権移転となっております。転用目的が自己用住

宅。位置図につきましては9ページ、先ほど見ていただいた箇所です。10ページに付近見取図と、11ページに地籍図を載せています。12ページに平面図、13ページに計画図を載せています。こちらは、水道・下水道共に道路沿いにきておりますので、道路に流していく予定です。側溝については今現在家が建っていたところの境界にありますので、こちらに流していく予定となっております。隣地との境界線については南側との隣地にブロック積みで土留めを行います。後の隣地境界は既にブロックがありますので、それを使用する予定です。では、農地法の第5条のチェック表をご覧ください。都市計画法の用途地域内の農地、第1種住居地域となっておりますので第3種と判断させていただいております。一般基準につきましては、1項目から資金計画と融資証明によって問題なしとさせていただきます。2番についても登記簿と農家台帳を確認しております。3番につきましても事業計画で、転用の許可後、7月に入居予定といったところで○とさせていただきます。4番、5番該当なしで6番も妥当性というところで事業計画図を見させていただいて○とさせていただきます。8番につきましても、給水、汚水については上下水道に繋げる、雨水は北側の側溝に流す。被害防除につきましてもブロック積みを行い、土留め対策をすることで○とさせていただきます。1番については以上です。2番は、18ページの地籍図、19ページの平面図を見て頂き、先ほどの農地の南側で、こちら1筆を文筆して2項目目の住宅を建てる計画をなされております。20ページに計画図を載せさせていただいておりますが、こちら、上下水は先ほどと同じく上下水道に接続するといったところですが、雨水は、今回、道路沿いに雨水の側溝がありませんので、道を挟んで反対側のところの、側溝に流していく計画がなされています。こちらは転用の許可が下り次第、専用申請を行って、雨水管をつなげていく計画がなされています。同じく、隣地の境界線につきましてもブロック積みを行っていく計画になっています。また、建物以外のところにつきましては、転圧のみといったところで勾配をつけて雨水を流していく計画がなされております。チェック表の4ページをお開きいただき、こちら1番目の立地基準、先ほどと同じく第1種住居地域というところで第3種農地とさせていただきます。一般基準につきましても、資金計画と融資証明で○。また、2番につきましても、登記簿と農家台帳で確認させていただきます。3番につきましても事業計画などを確認させていただきます。4、5は該当がなく、6番につきましても事業計画図で○とさせていただきます。8番につきましても先ほどと同じく、給水と汚水については上下水道、そして雨水についても水路に流す。同じく被害防除として境界にブロック積みを行い、土留めを行うというところで○とさせていただきます。以上になります。

議長 第22号について説明を受けましたが、当該委員さん、何か意見がありましたら。

門司委員 実際ですね、現場で業者を含めて立ち会いまして、雨水排水についても水路を流していただくということと、南側ですかね、ブロックを積むことにあたって、農地の落水口に境界がギリギリなものなので、そこに柵を設けてほしいということで一応協議を進めております。設けさせて頂いて、着工前にもう一度その境界と、実際隣に作物も植わっているの

で防除するということで了承をしていますのでご協力お願い致します。

議長 それでは委員の方、何かご質問、ご意見等ございましたら。ないようでしたらご承認いただける方、挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。それでは続きまして、議案第23号 農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

事務局 議案第23号 農地の一時利用届について。農地法施行規則第25条に規定される県による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和元年12月10日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原一男 こちら届出人は県です。対象農地は全6筆になっております。糠塚長ヶ坪208番、以下209から213番までです。地目はすべて田。面積は、その必要な部分のみ転用する計画です。区分につきましては農振農用地。1筆213番のみ農振白地です。利用目的は、管理用道路設置工事及び田面復旧工事に伴う工事中用仮設道路で、利用期間が令和元年12月11日から令和4年3月31日までとされております。24ページに位置図を載せております。こちら、イオンの川沿いで、以前見ていただいた箇所、川を挟んだ反対側の護岸工事の箇所です。25ページに利用計画図を載せております。こちら、矢矧川の改修工事の仮設道路と資材置場として一時利用届が出ておりました。工事については、今回地元からの要望があり、新たに一時利用をする予定となっております。中身としましては、今後、農業用の機械が入りやすいよう、現状より少し管理用道路を広げるものです。そのため、仮設道路の使用として一時利用が出ております。26ページに、横断図を載せておりますが、赤字で書いているところが今回変更の箇所となります。道路を広げて、斜面も少し緩やかにしまして、田んぼ側に、約50cm広げる計画です。その先に水路を入れる運びとなっております。以上となります。

議長 23号につきまして説明がありましたが何かご意見等、ご質問ございましたら。ないようでしたらご承認いただける方、挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。それでは続きましてその他のところに入らせていただきます。

【その他の事項】

その他

1. 岡垣町農業委員会「枝豆狩り体験」収支報告について
別紙参照
2. 令和元年度第4回岡垣町議会定例会一般質問について

3. 日程について

○福岡県農業会議北九州支部とJA北九組合長との意見交換会

日時 12月18日(水) 16:00～

場所 JA本店

参集 会長・事務局長

○令和元年度福岡県農業委員会研修大会

日時 1月28日(火) 13:00～15:30

集合 役場玄関10:50、11:00発

場所 福岡国際会議場

参集 農業委員・最適化推進委員

内容 地域での協議を有効に進めるためのポイントについて

講師 全国農業会議所専門相談委員 澤畑 佳夫 氏

○令和元年度福岡県農業会議中間遠賀地区研修会

日時 令和2年2月6日(木) 16:30～

場所 ぶどうの樹

参集 農業委員・最適化推進委員

内容 農業を発展させるために必要なものは何か

講師 前農水省事務次官 奥原 正明 氏

○JA円滑化事業から農地中間管理事業への移行手続き説明会

日時 令和2年1月7日(火) 18:00～

令和2年1月8日(水) 13:30～

令和2年1月18日(土) 9:30～

場所 JA北九遠賀生産センター(7日, 8日)

遠賀町コミュニティーセンター(18日)

※いずれか都合の良い会場

参集 農業委員・最適化推進委員

4. 次回の日程について

日時 1月10日(金) 9:30～

場所 岡垣町役場 301会議室

議長 それでは、以上をもちまして第9回の定例農業委員会を終わらせて頂きます。起立、礼。
お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
